

令和4年 第13回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 20

会議日程・付議事件

会議日時 令和4年8月17日(水) 午後2時00分

場 所 川西市役所 2階 202会議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案第19号	令和4年度一般会計補正予算について	
5	議案第20号	川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	議案第21号	川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について	
7	議案第22号	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

委 員 倉 見 昇 一

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教育推進部副部長兼就学・給食課長 (就 学 担 当)	岩 脇	茂 樹
教 育 推 進 部 副 部 長 (社 会 教 育 ・ 函 書 館 ・ 公 民 館 担 当)	藪 内	寿 子
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
こども未来部副部長(こども支援担当)	井 上	昌 子
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹
社 会 教 育 課 長	寺 田	義 一 夫
入 園 所 相 談 課 長	橋 川	貴 夫

議事録作成者

教 育 政 策 課 主 任	荻 野	裕 也
---------------	-----	-----

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 19	令和4年度一般会計補正予算について	4.8.17	4.8.17	可 決
議案 20	川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4.8.17	4.8.17	可 決
議案 21	川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について	4.8.17	4.8.17	可 決
議案 22	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	4.8.17	4.8.17	可 決

[開会 午後 2 時 0 0 分]

石田教育長 それでは、只今より、令和 4 年第 1 3 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

石田教育長 「本日の出席者」をご報告いたします。
倉見委員につきましては、オンラインでの出席でございます。
倉見委員、入室確認をお願いいたします。

倉見委員 はい、入室しております。

石田教育長 映像及び音声により委員本人であること、また相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。

石田教育長 本日は、全員出席でございます。
なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育政策課長（的場） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、佐々木委員、坂本委員を指名いたします。よろしく
お願いいたします。

石田教育長 では次に、日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 1 1 回定例会及び第 1 2 回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長（的場） それでは、令和 4 年第 1 1 回定例会、第 1 2 回臨時会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第 1 1 回定例会の議事録につきましては、1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、

4 ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5 ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等について、調製させていただいております。

また、第12回臨時会につきましても、同様に調製させていただいております。

最後に署名委員の署名ということで、第11回定例会を坂本委員、治部委員、第12回臨時会を治部委員、佐々木委員よりご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第11回定例会及び第12回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長 (中西) それでは、7月分の教育委員の皆様のご活動についてご報告いたします。まず、坂本委員、佐々木委員におかれましては、中学校給食センターを内覧していただいております。

坂本委員におかれましては、新任管理職訪問で桜が丘小学校を訪問していただいております。また、市の夏季教職員研修に2日間参加していただいております。1日は、「特別支援教育保育の視点を大切に」をテーマにした研修、もう1日は、NPO法人ストップいじめナビ!理事の真下麻里子弁護士による「『幸せ』な学校のつくりかた」をテーマにした研修ですが、こちらの研修には治部委員、佐々木委員もオンラインにて参加していただいております。

治部委員におかれましては、勉強会「アタッチメントと愛着障がい、その支援方法について」へ参加いただきました。また、川西小学校岩永校長

との意見交換をされました。

佐々木委員におかれましては、中学生を対象にしたコーチングによる学習支援事業のプロポーザル評価委員として出席いただいております。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、教育委員のほうで独自に参加されたものとかあれば、ご報告をお願いします。

坂本委員、お願いします。

坂本委員

ありがとうございます。

夏季研修を毎年楽しみに参加させていただいているんですけども、対面で岡坂主幹の「特別支援教育保育の視点を大切に」という研修に参加させてもらったんですが、前のときにお話ちょっと出たと思うんですけど、公立の小学校、中学校の先生方だけではなくて、私立の園の先生も来られていて、特別支援教育の視点がすごく大事と私も常々思っていて、私たちが自分が分かっている伝え方で人に伝えるということが必ずしも相手に伝わるかどうかということでは常に俯瞰して見ておかないといけないなという気づきをいただきまして、ただ、参加者がやっぱりちょっと少なかったなと思っているんです。各園、各小学校、中学校に持ち帰ってもらって、それを広めてもらったらいいかなとは思っているんですけども、せっかくなので、外部の先生だとアーカイブに残してもらったりとかは難しいとは思っているんですけど、岡坂先生の話だったりだと録画して、それこそみんなで見てもらってディスカッションするなりの学びの深め方というものもあるんじゃないかなというふうに思いました。それに加えて、オンラインで真下先生の「『幸せ』な学校のつくりかた」も、やっぱり参加者というところで数が少ないかなと思ったんです。せっかくオンラインで授業をいつでも聞けるという状況があるにもかかわらず、お忙しいとは思っているんですけど、人数的に言えば1,000人ぐらいいるんですけど、先生って。

石田教育長

幼児教育保育も入れると。

坂本委員

いらっしゃる中で、数はやっぱりちょっと少なかったなと思ったので、せっかくの学びを共有できるというのが、今はツールがあるので、活用してほしいなと思いました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

特別支援教育保育の視点についてという研修については、夏季研修という形なので、どうしても教員の自主研修みたいな形の参加の仕方になるので、人数についてしっかりという形になっていなかったのかなというのがちょっと残念ですけど、前回、協議会でもお話しいただいた真下弁護士のお話が非常によく、教員でない目線で学校のつくり方みたいなお話をしていたけど、今、私のほうで資料をもう一度読ませていただいて、できれば次、校園所長会議の研修会とかで、オンラインになるか分かりませんが、お話しいただきたい。今年度できるか、来年度になるか分かりませんが、一回検討したいなと思っていますので、またよろしくお願ひします。書籍については読ませていただいて、非常によかったもので、そういう形の研修をちょっと考えてみようかなと思います。夏季研修については、どうしても自主研修という形になるので、せっかくなお話であっても広がりがちょっと難しいかなというところは、今後の課題かなと思います。

治部教育委員、何かございますでしょうか。

治部委員

先月は川西小学校でアタッチメントの話をする機会がありまして、そこで、多分川西小学校の先生方全員ご参加されたのかな。あとは川西こども園と小戸保育所の方々も参加されて、結構大人数でみんなで勉強しました。その後に岩永先生と特別支援のこととか、あとは不登校支援のこととか、あとは家庭とどうやって学校が連携していくのかとか、チーム学校的な意識とか、地域学校との協働の活動の意識とか、そのあたりの問題意識を岩永先生が強くお持ちだなという印象を受けました。なので、教育委員会としてもどうやって学校をサポートできるんだろうなと思う良い機会になりました。

以上です。

石田教育長

前回もちろっと協議会でお話しされていましたが、アタッチメントと愛着障害等について、幼児教育保育の職員が共通して学ぶ部分が必要じゃないかという提言をいただきました。保育所とかこども園の職員の参加の仕方というのは難しい部分もあるんですけど、できたら基礎的な学びということでもう一度基本的な考え方について共有する場面、これもちょっと考えようかなと思いますので、またその機会がありましたらよろしくお願ひします。

佐々木委員、何かございますでしょうか。

佐々木委員

真下先生の「『幸せ』な学校のつくりかた」、私、同じ観点を持っていましたので、すごく内容が充実していて、聞いてうれしかったのと、坂本委員言われたように、もっと多くの人に聞いてほしかったというのが残念に思っている点です。

あと、個人の尊厳という大きな柱のところから学校のつくり方のところに結びついていく話で、いじめがいけない理由だとか、なぜそう考えなきゃいけないかという結論に至るところが、すごくしっかりした憲法に基づいた発想だったので、もっと多くの人に聞いてほしかったなと思いました。以上です。

石田教育長

重複しますが、いじめがあかんというのは、それは皆周知のことなんですけど、今おっしゃっていたそこへの考える過程みたいなものが、割と教員とはまた違った、また道徳とも違った人権の……

佐々木委員

憲法ですね。

石田教育長

憲法ですね。そういうところの視点というのがやっぱり弁護士の方ならではの着眼やし、教職員も含めてもう一度そこを考え直す視点かなというふうに思っています。学校教育はどうしても子どもたちを一定集団生活の中で管理する側面はあると思うんですね。それは僕は否定しないんですけど、それがややもすると基本的な理念を忘れてしまいがちになりそうところもありますのでね。

佐々木委員

憲法が定めている法律の下での学校教育という運用なので、何が上位概念かというのをもう一度しっかり認識してもらえたらいいなと思いました。

石田教育長

ありがとうございます。

またちょっと機会を考えて、私もぜひ生のお声をいただきながら、できたら一緒に協議するような形の研修ができればなと思っていますので、ちょっと担当とも相談してそういう機会をつくらせていただこうかなというふうに思います。

最後に倉見委員、何かトピックスあったらお願いします。

倉見委員

すみません、特にございません。

石田教育長 また報告しようかなと思うんですけど、倉見委員の紹介で、不登校特例校について、文科省のほうへ事前に聞きに行かせていただこうかなと。あちこちで特例校をつくられている中で、今文科省もそこに力を入れられているということなので、川西でできるかどうかは別にして、不登校の児童生徒の一つの選択肢として特例校みたいなものの支援の仕方みたいなのをちょっとまたお聞きしてきて、また教育委員会の協議会等で共有したいと思います。

また倉見先生、よろしくをお願いします。

倉見委員 こちらこそ、よろしくお願いいたします。

石田教育長 私のほうはやはり、この間の協議会で話しましたけれども、学びの探究で学習院大学の秋田先生の話や、就学前の教育保育と学校教育が同時に聞けたというのがすごく大きかったかなというふうに思っています。それはただ単に接続が大事というだけじゃなくて、学びの主体がどこにあるのかというところで、学校教育が幼児教育保育に倣うべきところもあるんじゃないかというところですね。今、個別最適な学びとか協働的な学びが言われているところで、幼児教育保育の遊び、いわゆる学びが学校教育にどう生かされていくのかということ。1人1台タブレットができてきた中で、そういうことについてご示唆いただけたのはすごくよかったかなと思います。講演の内容についてはかなり教職員にも好評で、いろんな意見を出されてきていると思いますので、また機会があったらそれをご紹介させていただこうかなというふうに思います。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

石田教育長 次に、日程第4、議案第19号「令和4年度一般会計補正予算について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長
(的場) それでは、議案第19号「令和4年度川西市一般会計補正予算について」ご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

本案は、令和4年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1項の規定により、議決をいただこうとするものでございます。

補正予算額の内容につきましては、議案書4ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、第3款 民生費、第3項 児童福祉費、第1目 児童福祉推進費において、令和3年度子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金の精算に伴う返還金として、05 児童手当等支給事業において、第22節 償還金、利子及び割引料を2億7,165万円追加しようとするものです。

次に、第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校運営費、02 小学校運営事業において、原油価格高騰の影響により、小学校に係る電気料金及びガス料金の光熱水費として第10節 需用費を6,396万円追加しようとするものでございます。

次に、第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校運営費、02 中学校運営事業において、小学校と同様であります。光熱水費として第10節 需用費を2,199万3,000円追加しようとするものです。

次に、第10款 教育費、第5項 特別支援学校費、第1目 学校運営費、02 特別支援学校運営事業において、小中学校と同様に光熱水費として第10節 需用費を256万2,000円追加しようとするものでございます。

次に、第10款 教育費、第7項 生涯学習費、第3目 文化財費では、02 文化財事業において、原油価格高騰の影響により、文化財施設に係る電気料金、光熱水費の不足が見込まれることから、第10節 需用費で150万3,000円を追加しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

内容については前回の協議会のときに詳細にお聞きしたところであると思いますが、それと付け足して何か質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、質問、意見はここで終わります。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第19号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第19号につきましては、可決され

ました。

石田教育長

次に、日程第5、議案第20号「川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

こども未来部副部長
(井上)

それでは、ご説明申し上げます。

議案第20号「川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページをご覧ください。

本案は、川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものです。

今回の提案理由につきましては、令和5年4月1日をもって川西市立清和台幼稚園を廃止するため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、ご説明申し上げます。

議案書の7ページ、新旧対照表をご覧ください。

川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部で、別表、川西市立清和台幼稚園の項を削る改正をするものでございます。

また、付則において、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとしております。

清和台幼稚園につきましては、令和4年4月の入園児童が1名であったことから、園としての集団教育が困難である見込みとなりました。あわせて、就学前児童人口が減少傾向にあり、就学前教育保育へのニーズがより長時間、長期間へとシフトする中、今後も入園児童数の回復が見込めないことから、早急に今後の在り方を示す必要があり、「清和台幼稚園のあり方について(原案)」を4月28日に策定いたしました。その中で、令和4年度末をもつての廃園を示したことから、令和5年3月31日をもって廃園することとし、今回の条例の一部改正により、その項を削除するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。何か質疑、ご意見はございませんか。

昨年度からずっとこの問題については協議会等でご意見いただいたところです。以前もお話ししていましたが、地域説明会ということで8

月6日に行いました。説明会の状況について、担当部長から報告をお願いします。

こども未来部長
(山元)

8月6日土曜日ですけれども、清和台公民館におきまして、地域の皆様方を対象にした説明会を開催いたしました。10時から開催したんですけれども、当初1時間の予定でしたが、時間のほう超過いたしましたので、終了したのはたしか12時過ぎだったかと思います。出席いただきましたのは、地域の方をはじめとおおよそ40名程度の方にご出席をいただきました。

説明会ですけれども、私どものほうでまず「市立就学前教育保育施設のあり方について(原案)」について一通りご説明させていただいた後に、今までの経過をご説明させていただきまして、質疑応答、ご意見をいただいたという経過でございます。

頂戴しましたご意見でございますけれども、幾つか厳しいご意見もたくさんいただいたんですけれども、一つは説明会の所管に関することを含めまして、市長が出席していただくべきではないのかといったご意見をいただいております。まちづくりに関することにも関わることで、市長が出席をさせていただいて説明をするべきであるというご意見です。この部分に対しましては、今回の説明会は清和台幼稚園の廃園に関する説明会でございますので、教育委員会の所管事項でございます。このため、市長のほうは出席させていただいておりませんが、いただいたご意見についてはしっかりと市長にもご説明、ご報告をさせていただき、共有させていただいている旨を説明させていただいているところです。

さらに、清和台幼稚園そのものの廃園に関するご意見でございますけれども、令和4年4月の4歳児の入園児童数が1名になってしまったということを受けて、早急に廃園に向けた検討を進めてきたという経過がございますけれども、1名になったということについては市のほうに責任があるのではないかとといったご意見をいただいております。具体的に申し上げますと、令和3年2月の時点では令和5年4月に入園されるお子様までは継続して保育を実施していくというご説明をさせていただいていたわけですけれども、その方針を転換して、令和4年度、今年度末をもって閉園するという形になりまして、非常に性急過ぎるということもありますし、そのことによって市民の皆様にご迷惑を生じさせた、そういったことなどから、入園児童数が減少していたのではないかと、そういったご意見。さらに、市立幼稚園全体について言えることですが、3歳児保育をやっていない、給食を提供していない、遅くまでの預かり保育をやっていない、園バ

スを走らせていないといったような形で、現在の保護者のニーズに合致していないところがあると。そういったことなどから園児数が減少していったのではないかといったご意見をいただいております。

3歳児保育や給食の提供につきましては、かねてからご説明はさせていただいているところですが、市立幼稚園で実施することについては、市のスタンスとしては適切ではないだろうと考えているところです。1号認定児童の定員が市全体としてはかなり余剰がある状況の中で、市がコストをかけて先ほど申し上げましたようなサービスを提供することについては必要がないと判断をさせていただいているところです。また、今までの経過の中で保護者の方々のご心配等を招いてしまうといった、そんな経過もあったわけですが、その辺については反省しなければならない点もございますが、その時その時の状況に応じて、必要な対応をさせていただいた結果であると考えているところでございます。

また、別の意見といたしましては、何も準備が整っていない、具体的には、例えば障がいのある子どもさんへの支援の部分であったり、あるいは所得の低い方への支援であったり、そういった部分についての準備がしっかりと整っていない状況で清和台幼稚園を閉園するというのは問題があるといったご意見もいただいております。特別な支援を要するお子様への対応につきましては、今年の4月から私立幼稚園を中心とした加配職員の配置に関する補助制度を設けてきているところでございます。そういったことも含めまして、やや同時並行的ではありますが、必要な対応策を市としては今後ともできる限り努力させていただきたいという説明をさせていただいております。

さらに、4歳からの入園も含めまして、市立と私立では保育の内容や費用が違うので、私立で補完をしていただくのは無理があるだろうと。市立への通園を担保すべきだといったご意見などもいただいております。

様々なご意見を頂戴いたしまして、非常に厳しいご意見もいただいたわけですが、基本的には議論はやや平行線といったような状況でした。2時間程度の時間をかけまして終了させていただいたと。そういった次第でございます。

石田教育長

概略説明していただいたんですけど、何か聞いていて。

ちょっと私のほうで補足させていただきたいんですが、何回か保護者説明会、それから地域説明会をさせていただく中で、公立として3歳児とかバスとかということについては、今、担当部長が報告したスタンスで私は教育委員会として揺るがないものではないかというふうに思っています。

それともう一つ、入園が1名になった原因がホームページにあったということについて、募集しない可能性がありますということの提示についてですけど、それについては、私は基本的には、時期が入園募集の数日前というようなことでちょっと混乱を招いたということがありますけど、ただ、そういう状況であったということを知することは必要な情報じゃないかなと思うので、そこについてはこれからもそういう姿勢で行きたいなというふうに思っています。

ただ、私もやっぱり一番引っかけたというか、聞いていて思ったのは、拙速じゃないかと。今回1名になって、それで今年度で閉めるというのは急過ぎるというようなところがありました。今言った8月6日の説明会からずっと経緯を追ってやっていっているんですけども、急激に減って6名になったりとかというようなときに、このままでは清和台幼稚園の存続は厳しいだろうということは説明はさせていただいていたんですけど、その時点で明確な方針を打ち出し切れなかったというのは、反省すべき点であるかなと思っています。その時点で厳しい意見が出て、基本的にはこの状況を鑑みて、短期、中期的にこういう方向でしていきますということ年度を切ってすべきやったかなというところで、一旦また募集をしてしまったので、また通常どおり募集はあるのかなということの誤解につながった可能性があります。そのことが拙速に閉園しているということの意見につながっているのかなと思っています。

それに付随してですけど、やはりそういう形で1年間で閉園するということについては、私は教育の面ではやむを得ないかなと思っています。1名ではやはり集団教育はできないというのはそうなんですけれども、ただ入園を予定されていた、考えられていた方もおられますし、また現に入園されている方もございますので、そこら辺の支援というのはやっぱり責任を持って進めていくべきやというのは改めて思っているところです。

今回は清和台幼稚園ですけども、今後、市内の公立幼稚園についてはやっぱり厳しい状況は当然予想もされます。そういった中で、今回原案という形で、子ども・若者未来計画の中で素案を出しているんですけども、できるだけ早い時点で、こういう状況になったらこうなっていくんだということを説明していくようなことをしていくべきやということで、今回のことを肝に銘じてこれから取り組んでいきたいなと思っています。

この教育委員協議会の中でもいろんな意見をいただいたところです。支援をどうしていくのかとか、公立幼稚園の役割はどうなんやというような中で、やむなしというようなところで一致しているところですけれども、その手順について今後しっかりまたここで協議いただくとともに、市長部

局とも十分協議させていただきながら進めていく必要があるかなと思っています。

何かご質問等ありますか。ご意見等あれば、この際ですのでお願いします。

治部委員

やはりこの問題非常に複雑だと思いますが、やはり時間軸の話が一番大きなポイントだと僕個人的にも思っています。ただ、子どもの教育を保障するために市立園があるのであれば、どのような子どもの学びを確保するのかというところに議論の中心を置いていきたいなと個人的には思います。それ以外にも、例えば官民の協働という観点で考えたときに、民の会社運営を行政が、そして、市が支えていくという視点も僕は非常に重要だと思うので、やはり公が民を助けていくという視点で、今回は私立の幼稚園、保育所をサポートするという側に回るといふ考え方もまちづくりの施策として、僕は重要な観点だと思っています。他には、当該地域の方からすると、学校を中心としたまちづくりをした上で、その中心となる学校がなくなることへの寂しさみたいなものもあるんだろうなとは思っています。今後、清和台幼稚園が廃園となったときに、中心となる学校が地域の中心にあるのであれば、代わりとなる機能を考えていきたいとも思いました。

以上です。

石田教育長

私立の民間の幼稚園との連携ということで、特別な支援を要する子どもさんへのアセスメントと、それと、それに対する支援というのは今年度から取り組みを進めているところで、基本的には民間の幼稚園の施設の方々にも一応ありがたいことということと言っているから、これをどれだけ円滑にするかということと、それを含めて研修ですね。先ほどの話じゃないですけど、やっぱり学びの探究で、今回、民間園2園が発表された。今までは傍聴されるだけだったんですけど、自ら民間園も発表する機会をつくって、それについて、公立であろうが民間であろうが教職員が一緒になって学んだという機会は、私も非常に興味深く思っていました。発表された2園についても非常に勉強になったというふうなお話もいただいているので、でも、そういう機会をある程度ルーティンにしていかないと、民がどうだから、公がどうだからというような役割分担の仕方では駄目なのかなと思っています。

ほか何かご意見ありますか。

坂本委員

治部委員がおっしゃったことが本当そのとおりだなと思って聞かせても

らっていて、特別な支援が必要なお子さんに対する加配の先生の費用がつかとつかというところなんですけど、やっぱり公立園って断らないというイメージが私たちの中ではあって、車椅子に乗っていても、耳がちょっと聞こえなくても、安心して通えるというのが公立園のよさだったなと思っています。私の子どもの友達もそうだったので。どうしても公立の園だけで賄い切れないところを私立の園にお願いするところがあるかとは思いますが、どこにでも大丈夫、行けるんだよというような手厚いサポートがこれからもあったらいいなと思っています。

石田教育長 そうですね。民間の幼稚園もそれぞれ違うので一律には言えないんですけど、やっぱりそういうところの子どもさんの受入れについても一定共有していく必要があるかなと思いますけど。

佐々木委員、いいですか。

倉見委員、何かありますか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第20号につきまして、これを可決することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第20号につきましては、可決されました。

石田教育長 では、日程第6、議案第21号「川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

入園所相談課長
(橋川) それでは、議案第21号「川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の8ページ、9ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由ですが、令和4年4月に策定しました「市立就学前教育保育施設のあり方について(原案)」におきまして、市立清和台幼稚園の廃園方針について定めたところでございますが、その中で、清和台幼稚園の令和4年度の園児募集に応募を予定していた児童につきましては、保護

者の希望を聞いた上で、その実現に必要な入園先のあっせん調整等の支援を行うこととしているほか、廃園後の園区は設定せず、旧清和台幼稚園区の児童が他の市立幼稚園、認定こども園に入園を希望する場合は、当該園の園区の児童とみなすこととしているところでございます。

つきましては、今後におきまして、川西市立清和台幼稚園区の児童については、あっせん調整等を行うに当たり、他の市立幼稚園区の児童とみなし、園区内の児童と同じ扱いで入園していただくことができるよう清和台幼稚園区の取扱いを見直すこととし、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

改正する規則内容につきましては、議案書10ページの新旧対照表で説明いたします。

では、10ページをご覧ください。

第16条において、第1項で、幼稚園の園区は、別表に定めることとしておりますが、こちらに第2項を加え、清和台幼稚園区の区域である石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目から5丁目まで、清和台西1丁目から5丁目まで、けやき坂1丁目から5丁目まで、多田院西2丁目5番並びに多田院字滝ヶ原、駒塚及び井戸ヶ上については、他の幼稚園のいずれかの園区とみなすことができるものとして規定させていただくものでございます。

なお、この規則は、令和4年9月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。質疑、ご意見等はございませんか。

この文言、担当部長とも話ですけど、みなし園区というような言い方をするんですけど、これの理解というのがなかなか一般の方には分かりにくかったと。基本的にはどこの園を選ばれても、その園区の子どもとしてみなすという、そういう意味のみなし園区ということなので、そこら辺が分かりやすいように説明はこちらもしているつもりなんですけど、ちょっとみなし園区という言い方が分かりにくかった部分もあるので、これはまたさらに周知していく必要があるかなと思っています。

何かご質問等ありますか。ご意見等。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第21号につきまして、これを可決することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第21号につきましては、可決されました。

石田教育長 次に、日程第7、議案第22号「川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

入園所相談課長
(橋川) それでは、議案第22号「川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書11ページ、12ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由ですが、先ほどの議案第21号と同じ理由により、今後におきまして、川西市立清和台幼稚園区の児童については、あっせん調整等を行うに当たり、他の市立認定こども園区の児童とみなし、園区内の児童と同じ扱いで入園していただくことができるよう清和台幼稚園区の取扱いを見直すこととし、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

改正する規則内容につきまして、議案書13ページの新旧対照表でご説明いたします。

では、13ページをご覧ください。

第12条におきまして、第1項で、認定こども園の園区は、別表に定めるとおりとしておりますが、同条第2項を第3項に繰り下げ、第2項に、清和台幼稚園区の区域については、他の認定こども園のいずれかの園区とみなすことができるものとしての規定を加えさせていただくものでございます。

なお、この規則は、令和4年9月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。議案第21号に関連して、こども園ということで議案第22号ということになっております。何かご質問ありますか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第22号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第22号につきましては、可決されました。

石田教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、9月15日(木)午後2時から、庁議室において開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、令和4年第13回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

[閉会 午後2時44分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和4年9月15日

署名委員 佐々木 歌 織

坂 本 かおり